

令和5年4月20日

「さかい新事業創造センター交流拠点企画運営業務」  
募集要項（プロポーザル）

1. 業務名称

さかい新事業創造センター交流拠点企画運営業務

2. 業務目的

さかい新事業創造センター（以下、「S-Cube」とする。）内において、堺市が掲げる連続的なイノベーション創出を図るため、起業家、スタートアップ企業、第二創業者など新たな取組を行う事業者、研究者や学生、地域社会に課題を持つ方など多様なステークホルダーや支援者が集まり、共創やイノベーションが生まれるクリエイティビティな空間として令和5年10月（予定）に交流拠点を開設することから、拠点内において交流の促進やコミュニティの創出・活性化のための企画運営を行うもの。

3. 履行期間

契約日から令和6年3月31日まで

（交流拠点の開設は令和5年10月を予定。）

4. 履行場所

堺市北区長曾根町 130-42

さかい新事業創造センター（S-Cube）

5. 契約担当者

〒591-8025 堺市北区長曾根町 130-42

株式会社さかい新事業創造センター（S-Cube） 担当：張・甚野

TEL：072-240-3775 E-Mail：jigyous@s-cube.biz

6. 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、単独事業者によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとしめます。

- (1)本業務と同種業務または類似業務を実施した実績を有する事業者であること。
- (2)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
- (3)会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始の申立てがなされていない者。（会

社更生法に規定する更生計画認可又は民事再生法に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。)

(4)自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 7. 公募スケジュール（予定）

・ 公募開始日	令和5年4月20日（木）
・ 参加表明提出期限	令和5年4月27日（木）
・ 現地確認期限	令和5年4月27日（木）
・ 質問受付期限	令和5年4月28日（金）
・ 質問回答日	令和5年5月10日（水）
・ 企画提案書提出期限	令和5年5月17日（水）
・ プレゼンテーション審査	令和5年5月25日（木）
・ 審査結果通知日	令和5年5月29日（月）

（参考）事業者決定後の予定

令和5年6月 契約内容・スケジュール等の調整後に契約締結

## 8. 応募書類の配布

令和5年4月20日（木）から令和5年4月27日（木）まで、さかい新事業創造センターホームページからダウンロードしてください。

さかい新事業創造センターホームページ <https://www.s-cube.biz/>

## 9. プロポーザルの参加表明

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、以下の書類に必要事項を記入し、令和5年4

月 27 日（木）17:00 までに代表者印を押印のうえ、郵送または持参にて「5. 契約担当者」まで提出してください。

- ・ プロポーザル参加表明書（別紙 1）
- ・ 守秘義務誓約書（別紙 2）
- ・ 国税の納税証明書（法人はその 3 の 3、個人はその 3 の 2 とし、提出日から 3 か月以内に発行されたものを添付すること。写し可。）
- ・ 会社概要（任意様式・パンフレット可）

#### 10. 現地確認について

施設の現地確認を希望する場合は、「5. 契約担当者」まで事前に連絡を行い、日程調整を行ってください。現地確認可能期間は令和 5 年 4 月 20 日（木）から令和 5 年 4 月 27 日（木）17:00 までとします。なお、本業務についての説明会は開催しません。

#### 11. 提案書作成に関する質問受付

提案書作成に関して質問がある場合は「5. 契約担当者」まで、メールにて問い合わせてください。なお、質問受付期間は令和 5 年 4 月 20 日（木）から令和 5 年 4 月 28 日（金）17:00 までとします。期限後の質問は一切受け付けません。なお、質問への回答は参加表明のあった全事業者にメールにて送信します。

※件名は「【会社名】S-Cube 交流拠点企画運営業務にかかる質問事項」としてください。

※メール送信後に必ず電話にて送受信の確認をしてください。電話確認がなく通信不備等により質問内容が確認できなかった場合は受付できなかったこととします。

（電話対応可能時間：平日 9：00～17：00）

#### 12. 企画提案書等の提出

募集要項等の提案要件に従って企画提案書を作成し、以下の通り提出してください。なお、提出された書類等については返却しません。

##### (1) 提出方法等

- ① 提出期限 令和 5 年 5 月 17 日（水）17：00 厳守
- ② 提出先 「5. 契約担当者」まで
- ③ 提出方法 直接持参または郵送による提出とし、直接持参の場合は平日の 9：00～17：00 に持参してください。郵送の場合は上記期限内に必着とし、「S-Cube プロポーザル提案書在中」と明記してください。また郵送の場合は、到達確認を行ってください。
- ④ 提出書類 ア 企画提案書  
イ 見積書

※記載内容は(2)を参照してください。

⑤提出部数 正本 1 部

副本 7 部

※正本は事業者の住所、商号または名称、代表者氏名を記載のうえ、代表者印を押印してください。副本は提案者が判別できるような記載は一切行わないでください。

※業務名称は「さかい新事業創造センター交流拠点企画運營業務」とします。

※見積書の宛名は「株式会社さかい新事業創造センター」とします。

## (2)企画提案書及び見積書（任意様式）

### ①企画提案書

ア 仕様書等をふまえて提案内容をまとめ、A4判（A3判の折りたたみ可）で左綴じとしてください。

イ 本業務における取組方針、コミュニティマネージャー等の運営スタッフの実施体制、利用者の受付管理等の方法、交流拠点オープンまでの実施スケジュール、イベント・ワークショップ等の案、類似業務の実績、交流拠点におけるペルソナ、強みなどについて具体的に記載してください。

ウ 交流拠点の利用者を増やす工夫や、近隣の産業支援施設・大学・金融機関、市内外の事業者・ステークホルダー等との連携、交流拠点を継続的に運営するため将来的に収益を得る手法など、追加提案があれば、企画提案書に記載してください。

※中百舌鳥エリアは「堺市基本計画 2025」において、イノベーション創出拠点と位置づけられており、本業務の交流拠点はエリア戦略における重要な取組のひとつです。

（参考ページ「堺市基本計画 2025（本編）」99、100 ページを参照）

<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/shisei/kihonkeikaku/kihonkeikaku2025.html>

### ②見積書

本業務にかかる見積書の提案上限金額は下記の通りとし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とします。

¥15,300,000 円（税込み）

## 13. プレゼンテーション審査

提案者は以下の要領で発表を行います。

- 1) 日 時 令和5年5月25日（木）午後を予定（時間等の詳細は後日連絡）
- 2) 場 所 さかい新事業創造センター（S-Cube） 1F 多目的会議室

3) 発表時間 1社 20分+質疑応答 15分

4) 出席者 説明者以外に補助等を含めて1事業者あたり4名までとします。

※プレゼンテーション審査は非公開で行います。

※指定された発表時間に遅れた場合は、発表時間を短縮します。

※発表のためのPC接続などの準備時間は5分を限度とし、以降は発表時間に含みます。

※スクリーン及びプロジェクター（接続はHDMI端子）はS-Cubeにて用意します。

※発表内容は公平を期すため、事前に提出した提案内容と同一のものとし、発表時における追加変更、修正は認めません。

#### 14. 選定基準

##### ①評価項目

「さかい新事業創造センター交流拠点企画運営業務」事業者選定委員会を設置し、審査します。評価項目については以下の通り。（審査基準及び配点は別紙3参照。）

- ・業務遂行力
- ・企画力
- ・見積額

##### ②審査方法

- ・提案資料及びプレゼンテーション審査により、①について審査し、合計得点の高い者から順位をつけ、最も順位の高い者を契約候補者として選定します。
- ・提案事業者が1者の場合においてもプレゼンテーション審査を実施し、提案内容が優れていると認める場合には契約候補者として選定します。
- ・合計得点が最も高い者が2者以上あるときはくじにより契約候補者を選定します。

##### ③失格事項

次の事項のいずれかに該当する者は失格とします。

- ・提案書の提出書類の提出方法、提出期限に適合しない場合
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・本要項に違反又は逸脱した場合
- ・プレゼンテーション審査に正当な理由なしに参加しなかった場合

#### 15. 審査結果の通知

選定結果は令和5年5月29日（月）までに、全てのプレゼンテーション参加事業者に電話またはメールで通知したうえで、文章にて後日郵送します。選定過程や理由についての問い合わせは受け付けません。

#### 16. 著作権について

- ・提案者が提出した提出物の著作権は、著作権法に基づき、提案の制作者に帰属します。ただし、提案者の保持する著作権を使用する権利は、S-Cube に無償譲渡するものとします。
- ・提案者は、S-Cube が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承し、著作者人格権を行使しないものとします。

#### 17. 契約の締結

- ・審査の結果を踏まえ、契約の相手方として最も適したものを優先交渉権者として決定します。
- ・優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとします。その場合、当該事業者は契約の締結について速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なします。
- ・優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとします。

#### 18. 留意事項

- ・同一事業者からの複数の提案は認めません。
- ・提案物の制作・発表に関わる費用は、プロポーザル参加事業者にて負担してください。
- ・本プロポーザルは、事業者選定を目的として行なうものですので、提案内容は事業者選定後に諸事情や現場状況の変化によって、変更する可能性があります。
- ・本要項及び、配布資料の曖昧さや不一致については一切修正する義務は負いません。
- ・本要項に示す概略スケジュールは、やむを得ない諸事情により予告なく変更することがあります。
- ・実施に当たっては、建築・内装関連等の関係法令の遵守をしてください。
- ・提案者が提案した内容は提案者の許可なく外部へ公開、又は第三者に提供、若しくは利用しません。
- ・その他、契約条件・支払い条件などの内容は、協議の上契約書にて締結します。